JAバンク千葉

JAバンク千葉は地域と農業をつなぎます!

農畜産物応援定期貯金

大地の輪

平成29年4月3日(月)▶平成30年3月30日(金)

特典★その1

ご契約いただいた方の中から、抽選で最大60名様に

房総ポーク・地元産コシヒカリ・地元産サツマイモ・地元産マッシュルーム(各3,000円相当)の中から1品お選びいただきプレゼント!

平成29年4月3日(月)～平成29年9月29日(金)までのご契約:平成29年10月抽選予定
平成29年10月2日(月)～平成30年3月30日(金)までのご契約:平成30年4月抽選予定
【当選者の発表】当選者には、JAかとりより直接ご案内いたします。

※写真はイメージです。

特典★その2

当JAで「ローン」「給与振込」「JAカード」「公共料金」のうち、いずれかのお取引をいただいているお客さま(新規のご契約も含みます)は、

さらに 店頭表示金利の **5倍**

●新たなご資金に限ります。
＊新たなご資金とは、現金(小切手)・振込等によりお預入れされたご資金です。

※適用金利については、金利情勢によって変更となる場合があります。

〈 商品概要 〉◆貯金の種類:預入期間1年のスーパー定期貯金(自動継続もできます)＊ATMからのお預け入れはできません。◆お預入金額:50万円以上 ◆適用金利:店頭表示金利。但し、当JAで「ローン」「給与振込」「JAカード」「公共料金」のいずれかをご契約いただいているお客さま、もしくは新たにご契約いただいたお客さまは店頭表示金利の5倍(なお、初回満期日以降は店頭表示金利となります)。◆抽選権:50万円につき、1口の抽選権をおつけします。＊自動継続後の定期貯金には抽選権は付与されません。◆お取扱対象:個人の方に限ります。◆中途解約:期限前の解約はできません。やむを得ず解約された場合は所定の中途解約利率が適用されます。抽選前に中途解約するときは、抽選権がなくなります。

【ご注意事項】懸賞品は一時所得と考えられ、確定申告が必要な場合があります。詳しくは税理士等の専門家にご相談のうえご確認ください。
【当選賞品のお届け先】当選された場合の賞品は、当JAへ届け出されている住所にお届けします。

平成28年10月1日より、マネー・ローンダリング対策強化のため金融機関の窓口などでの取引時確認の方法が変わりました。顔写真の無い本人確認書類(健康保険証、年金手帳等)を金融機関に提示する場合、次の確認が必要となります。[健康保険証等の提示+別の本人確認書類(住民票の写し等)の提示、または現住所の記載がある公共料金の領収書等の提示など]

詳しい商品内容は店頭の説明書をご覧ください。また、上記内容は取扱いJAによって異なる場合があります。詳しくはお近くの窓口にてお問い合わせください。

JAかとり

下総支店 tel.0476-96-0006
神崎支店 tel.0478-72-2131
大栄支店 tel.0476-73-4411
小見川支店 tel.0478-82-2151
山田支店 tel.0478-78-4433
東庄支店 tel.0478-86-3431
栗源支店 tel.0478-75-2411

PC、スマホから
インターネットでかんたん仮申込

JAネットローン

マイカーローン　リフォームローン
カードローン　教育ローン　フリーローン

24時間365日仮審査受付!!

JAネットローン 千葉　検索

http://ja-netloan.jp/prefecture/1200/

「JAとのお取引はこれから」というお客さまもお気軽にご相談ください

JA かとり

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

（平成 25 年 10 月 1 日現在）

商 品 名	・スーパー定期貯金＜単利型＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期　間	・定型方式 １か月、２か月、３か月、６か月、１年、２年、３年、４年、５年、 ７年、10 年 ・期日指定方式 １か月超 10 年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・期間が１年以下のものは一部支払いの取扱いができます。預入日の１か月後の応当日以後に、1 万円以上 1 円単位で、ＪＡ所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間２年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間２年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第４位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボード等に表示しています。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・預入期間２年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）約定した預入期間が１か月以上３年未満の場合

JA かとり

	①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×50％ ③　１年以上３年未満　　約定利率×70％ ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （２）約定した預入期間が３年の場合 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×40％ ③　１年以上１年６か月未満　　約定利率×50％ ④　１年６か月以上２年未満　　約定利率×60％ ⑤　２年以上２年６か月未満　　約定利率×70％ ⑥　２年６か月以上３年未満　　約定利率×90％ ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （３）約定した預入期間が３年超４年以下の場合 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×10％ ③　１年以上１年６か月未満　　約定利率×20％ ④　１年６か月以上２年未満　　約定利率×30％ ⑤　２年以上３年未満　　約定利率×40％ ⑥　３年以上４年未満　　約定利率×70％ ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （４）約定した預入期間が４年超５年以下の場合 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×10％ ③　１年以上２年未満　　約定利率×20％ ④　２年以上３年未満　　約定利率×30％ ⑤　３年以上４年未満　　約定利率×50％ ⑥　４年以上５年未満　　約定利率×70％ ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （５）約定した預入期間が５年超７年以下の場合 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上２年未満　　約定利率×10％ ③　２年以上３年未満　　約定利率×20％ ④　３年以上４年未満　　約定利率×40％ ⑤　４年以上５年未満　　約定利率×60％ ⑥　５年以上６年未満　　約定利率×70％ ⑦　６年以上７年未満　　約定利率×90％ ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （６）約定した預入期間が７年超 10 年以下の場合 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上２年６か月未満　　約定利率×10％ ③　２年６か月以上３年未満　　約定利率×20％ ④　３年以上４年未満　　約定利率×30％ ⑤　４年以上５年未満　　約定利率×40％ ⑥　５年以上６年未満　　約定利率×50％ ⑦　６年以上７年未満　　約定利率×60％ ⑧　７年以上８年未満　　約定利率×70％ ⑨　８年以上９年未満　　約定利率×80％ ⑩　９年以上 10 年未満　　約定利率×90％ ただし、②から⑩までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合にはその利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から精算します。

JA かとり

貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融共済部(電話：0478－70－7715)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県ＪＡバンク相談所（電話：043－243－0011）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部または千葉県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター(電話：03－3581－0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03－3595－8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03－3581－2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。